

「イノベーション推進助成金」と「ベンチャー企業創出助成金」交付決定先の資金調達を新潟県信用保証協会がバックアップ！

新潟県信用保証協会との 提携保証「ニコット」 をご利用ください。

新潟県信用保証協会では、中小企業の皆様の意欲と創意工夫に満ちた新規創業や、技術・研究開発による経営革新の取り組みを支援するため、公益財団法人にいがた産業創造機構と提携した保証制度「ニコットⅠ」、「ニコットⅡ」を一段と使いやすくしました。

◎公益財団法人にいがた産業創造機構による中小企業者の技術・研究開発などを支援する「イノベーション推進助成金」、新規創業を支援する「ベンチャー企業創出助成金」の交付決定企業で、当機構の推薦を受けられる方が対象となります。

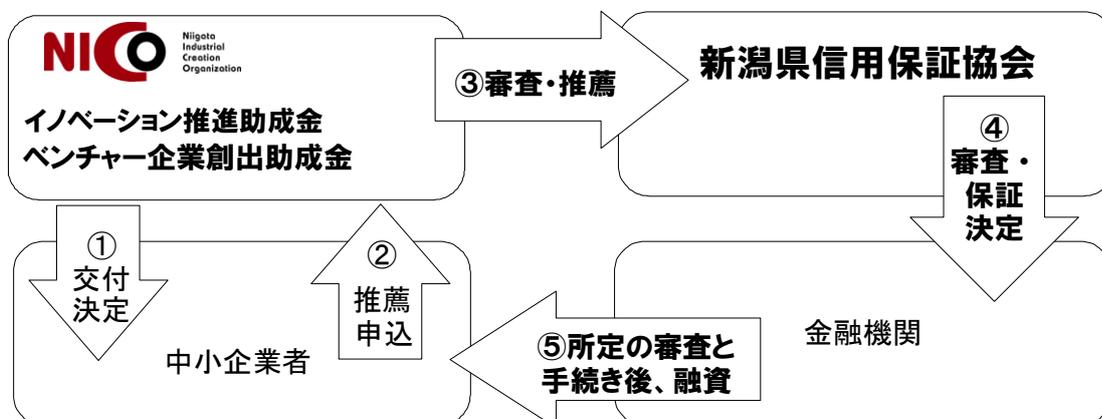
◎無担保・無保証人*でご利用いただけます。

◎助成金交付までのつなぎ資金(ニコットⅠ)と、最大2,000万円まで**の長期資金(ニコットⅡ)の2種類があります。

* 個人事業主の場合、連帯保証人は不要です。法人の場合は、法人代表者(実質経営者を含む)の連帯保証が必要です。

** 長期資金の限度額は2,000万円です。但し、助成金交付年度は助成事業対象経費の範囲内です。

詳しくは、裏面をご覧ください。



提携保証「ニコット」の制度概要

制度名称	NICO提携保証Ⅰ(通称・ニコットⅠ) イノベーション推進助成金／ベンチャー企業創出助成金 対応型つなぎ資金
特徴	助成金交付年度において、助成金交付決定額を限度として利用可能です 助成金の交付によって返済していただきます
資格要件	保証対象事業を営む中小企業者で、次のいずれかの要件に該当する方 ①「イノベーション推進助成金」の交付決定を受け、今回保証対象事業に取り組みNICOの推薦を受けられる方 ②「ベンチャー企業創出助成金」の交付決定を受け、今回保証対象事業に取り組みNICOの推薦を受けられる方
資金用途	助成対象事業に係る運転資金または設備資金
保証限度額	助成金交付決定額の範囲内
保証期間	助成金交付決定日から助成金支払予定日まで
返済方法	分割または一括返済
保証人	個人事業者の場合、連帯保証人は不要 法人の場合、法人代表者(実質経営者を含む)の連帯保証が必要
担保	不要
保証料率	協会所定料率
提出資料	保証推薦申込書、個人情報の提供に関する同意書、助成金申請書(写し) 決算報告書・確定申告関連書類一式(直近2期分※該当企業のみ)

制度名称	NICO提携保証Ⅱ(通称・ニコットⅡ) イノベーション推進助成金／ベンチャー企業創出助成金 対応型長期資金
特徴	20,000千円を限度として利用可能です(但し、助成対象経費総額の範囲内)
資格要件 資金用途	NICO提携保証Ⅰ(通称・ニコットⅠ)と同じ
保証限度額	20,000千円。但し、助成対象経費総額の範囲内
保証取扱期間	助成金交付決定日から5年間
保証期間	運転資金5年(据置期間1年以内を含む)以内 設備資金7年(据置期間1年以内を含む)以内
返済方法	元金均等返済
その他	NICO提携保証Ⅰ(通称・ニコットⅠ)と同じ

※1. ご利用できる方は、助成金の交付決定を受けた事業を具体的に着手している方、または既にその事業を営んでいる方に限ります。

※2. 審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございます。

問合せ先



Niigata
Industrial
Creation
Organization

公益財団法人
にいがた産業創造機構

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」(公財)にいがた産業創造機構・9~10F / NICOプラザ・11F
TEL.025-246-0025 FAX.025-246-0030 E-mail info@nico.or.jp URL http://www.nico.or.jp

産業創造グループ 創業・経営革新チーム TEL 025-246-0051